

岐阜市地域クラブ活動指導者人材バンク事業実施要領

令和7年3月7日 決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、中学生が本市において将来にわたりスポーツや文化芸術に親しむ機会の確保の提供及び学校部活動の教育的意義を継承・発展させるとともに、安定的かつ継続的な地域クラブの運営体制の構築に向け、指導者の円滑な確保を図るために実施する地域クラブ活動指導者人材バンク事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域クラブ 岐阜市の休日を定める条例（平成元年岐阜市条例第45号）第1条第1項に規定する市の休日に、学校部活動（中学校におけるスポーツ、文化芸術、科学等に関する教育活動をいう。）に代わってスポーツ、文化芸術、科学等に関する活動を行う団体として市長が認めたもの
- (2) 地域指導者 地域クラブにおいて中学生に指導を行う者

(事業の内容)

第3条 事業は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 地域クラブ活動指導者人材バンク（以下「人材バンク」という。）への地域指導者の登録
- (2) 地域指導者の情報管理及び提供
- (3) 地域クラブ及びその他関係団体との連絡調整
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(地域指導者の登録要件)

第4条 市長は、次の各号のいずれにも該当する者を人材バンクに登録するものとする。

- (1) 18歳以上の者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校又は高等専門学校に在籍する者を除く。）
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条各号のいずれにも該当しない者
- (3) 過去の指導において、体罰、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等、指導者として不適切と認められる行為をしていない者
- (4) スポーツや文化芸術活動等における指導経験や資格を有するなど専門的な知識・技能がある者
- (5) 第11条の規定により、地域指導者の情報公開について同意する者

(登録の申込み)

第5条 人材バンクへの登録を希望する者（以下「申込者」という。）は、岐阜市地域クラブ活動指導者人材バンク登録申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を市長に提出するものとする。

(登録等)

第6条 市長は、第5条の規定による登録の申込みを受けたときは、以下の規定により該当する

場合を除き、当該申込者について人材バンクに登録するものとする。

- (1) 申込者が第4条に規定する地域指導者の登録要件を満たしていないとき。
 - (2) 提出した申込書に虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が登録を不相当と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により申込者を人材バンクに登録するときは、岐阜市地域クラブ活動指導者人材バンクリスト（様式第2号。以下「人材バンクリスト」という。）に必要事項を登載するとともに、全ての申込者に岐阜市地域クラブ活動指導者人材バンク登録・不登録通知書（様式第3号）により、登録または不登録の旨を通知するものとする。

（登録の有効期間）

第7条 登録の有効期間は、登録をした日から当該日が属する年度の3月31日までとする。

（登録の更新）

第8条 登録の有効期間は、地域指導者から更新を希望しない旨の申出がある場合を除き、有効期間が満了する日の翌日から1年間更新するものとする。

（登録の変更）

第9条 人材バンクに登録された者（以下「登録地域指導者」という。）は、申込書に記載した事項に変更が生じたとき、岐阜市地域クラブ活動指導者人材バンク登録変更（抹消）申出書（様式第4号。以下「申出書」という。）を市長に提出するものとする。

2 市長は、申出書の提出を受けたときは、人材バンクの記載事項を変更するものとする。

（登録の抹消）

第10条 登録地域指導者は、登録の抹消を希望するときは、申出書を市長に提出するものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を抹消することができる。

- (1) 前項の規定による登録の抹消の申出を受けたとき。
- (2) 登録地域指導者が岐阜市地域クラブ活動指針4地域クラブ活動の指導における適切な指導を実施しないとき。
- (3) 登録地域指導者が不正の手段により登録を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が登録を不相当と認めたとき。

3 市長は、前項の規定により登録を抹消したときは、岐阜市地域クラブ活動指導者人材バンク登録抹消通知書（様式第5号）により当該登録地域指導者に通知するものとする。

（人材バンクの情報の提供等）

第11条 市長は、地域クラブの活動のため、登録地域指導者に係る次に掲げる情報を岐阜市ホームページにおいて公開する。

- (1) 年代
- (2) 性別
- (3) 希望活動校区
- (4) 希望種目・種別
- (5) 指導に関わる資格
- (6) 指導可能曜日

2 地域クラブまたは市立中学校は、登録地域指導者の情報の提供を受けようとするときは、

岐阜市地域クラブ活動指導者人材バンク情報提供依頼書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の規定により依頼を受けたときは、その利用目的が事業の制度趣旨に反する場合を除き、依頼に応じた登録地域指導者の以下の情報を地域クラブに提供できる。

- (1) 氏名
- (2) 連絡先
- (3) 指導した主な実績

4 地域クラブまたは市立中学校は、取得した指導者の情報について、共有はクラブ内にとどめ、連絡先については申請者のみの取扱いとし、目的以外のことには使用しないものとする。

（提供後の報告）

第12条 地域クラブまたは市立中学校は、前条第3項の規定により情報の提供を受けた登録地域指導者との交渉の結果を市長に報告するものとする。

（電子情報処理組織による申込み等）

第13条 第5条の規定による申込書の提出又は第9条第1項若しくは第10条第1項の規定による申出書の提出又は第11条第2項の依頼書の提出については、岐阜市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年岐阜市条例第42号）第3条第1項から第3項までの規定を準用する。

（その他）

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年3月7日から施行する。